

能代市森林経営管理制度実施方針

令和7年4月

1. 趣旨

能代市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、能代市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう能代市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものです。

2. 基本方針

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、適切に経営や管理が行われていない森林を林業事業者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。

能代市では、森林所有者の高齢化や地域の過疎化を背景に所有者等が不明な森林が多く、森林所有者や境界が不明な森林への対策が喫緊の課題となっています。

そこで、所有者や境界不明な森林の解消と森林の適正な経営管理を推進するため、能代市独自の森林経営管理事業「能代システム」に取り組みます。

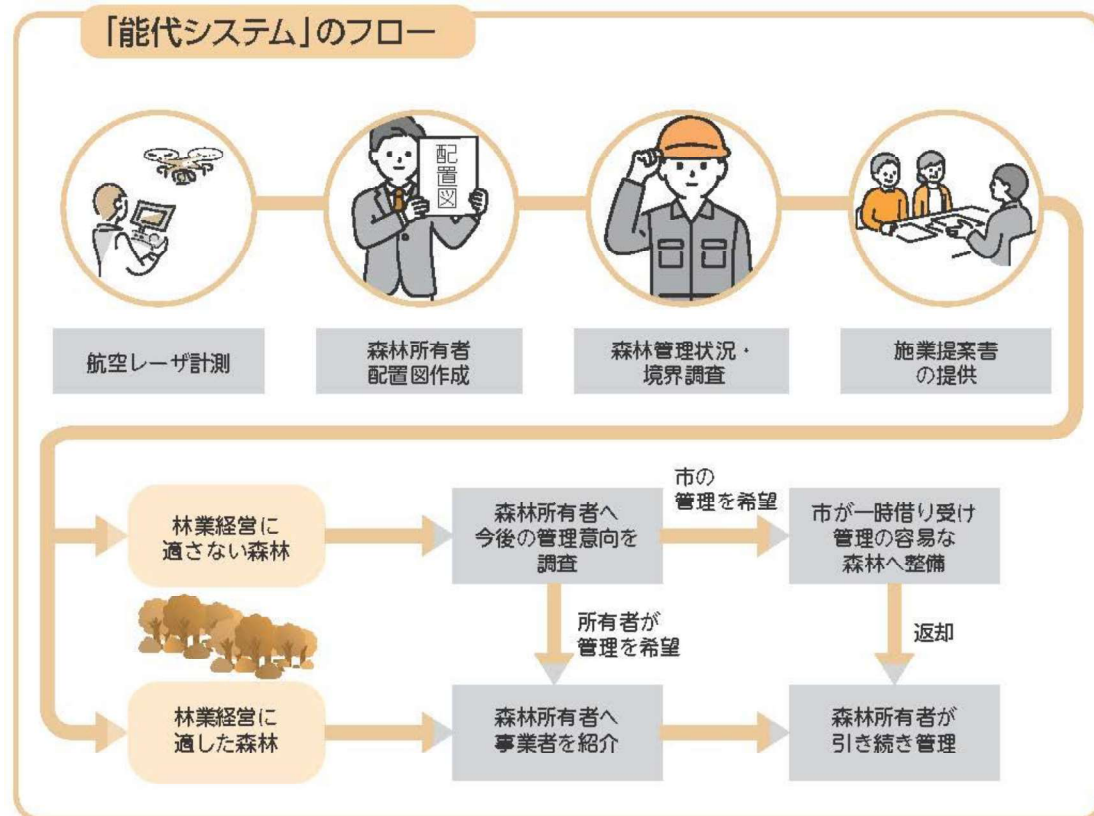
3. 能代システム

「能代システム」は、航空レーザ計測によるICT（情報通信技術）を活用し、森林の所有者、境界、管理状況、収益性を調査するとともに、間伐等の整備が必要な森林については事業者を紹介するなど、所有者の経営管理をサポートするものです。

収益性が低く管理が困難な森林については、所有者へ今後の管理の意向を調査し、要望に応じて市が針広混交林等の管理が容易な森林に整備します。

【能代システムの特徴は？】

- 1 森林の地形や林相等が明瞭となる航空レーザ計測を活用し、所有者や境界を明確にします。
- 2 森林所有者へ、所有する森林の収益を含めた今後の施業提案書を提供します。
- 3 森林所有者へ、森林施業を実施する林業事業者を紹介します。
- 4 林業経営に適さない森林を、必要に応じて針広混交林等の管理が容易な森林へ整備します。



4. 対象森林

対象森林は、森林法第5条で定める市内の森林のうち、私有林の人工林（公有林及び公的団体が管理する森林を除く）とします。（別紙1）

5. 実施計画

市内の森林を14地区に分け、地区内の調査対象資源量（人工林）と所有者等各種調査の効率性を考慮し、事業候補地の優先付けをします。旧能代地域の常盤・久喜沢地区（常盤1）から開始し、1地区3～4年を目安に進める計画です。（別紙1）

実施地区は、市内全域をバランス良く実施できるように概ね「旧能代米代川右岸」→「旧二ツ井米代川右岸」→「旧能代米代川左岸」→「旧二ツ井米代川左岸」の順に実施します。地区毎の区分は以下のとおりです。

旧能代米代川右岸	「①東雲」「②常盤1」「③常盤2」「④常盤3」
旧二ツ井米代川右岸	「⑤種梅1」「⑥種梅2」「⑦小繋麻生」
旧能代米代川左岸	「⑪鶴形熾山」「⑫檜山大森」「⑬中沢」「⑭浅内」
旧二ツ井米代川左岸	「⑧仁鮎」「⑨田代濁川」「⑩駒形」

6. 森林境界調査

森林境界調査の手順は以下のとおりです。

- ①航空レーザ計測で得られた林相や地形情報、法務局の公図や地積測量図、県が所有する森林計画図や森林簿等の各種資料から森林一筆毎の所有者（管理者）を特定した森林所有者配置図を作成します。
- ②配置図を参考に森林内を踏査し、林内の境界杭や現況、地域の森林に詳しい方々の情報などから境界を推定した境界推定図を作成します。
- ③推定図について説明会を開催し、森林所有者の皆さまからご了解をいただきます。なお、市作成の図面はあくまで図上推定図のため、正確な境界については、間伐などの森林施業を実施する際に、改めて隣接者との立ち会いをおすすめします。

7. 施業提案書

施業提案書は、所有林を今後どのように整備したら良いのかや、間伐適齢期の森林であれば間伐した際の収益を記載したものです。また、木材の搬出が困難、収益が赤字になるなど林業経営に適さない森林の所有者に対しては、意向調査への協力も記載します。さらに、提案書を送付した森林所有者へは、提案書と併せ施業を請け負う事業者等も紹介します。（別紙2）

8. 意向調査

（1）意向調査の実施方法

意向調査は、木材の搬出が困難、収益が赤字になるなど林業経営に適さない森林において実施し、対象となる森林を有する所有者や管理者へ当該森林の管理状況や今後の管理の意向等について「アンケート形式」により郵送で実施します。

なお、調査対象者が市内に在住している場合にあっては、必要に応じて個別対応（訪問説明、回答回収等）も実施します。（別紙3）

（2）意向調査の実施地区及びスケジュール等

「5. 実施計画」と同様とします。

9. 意向確認後の森林経営管理の方針

意向調査の結果、「市に針広混交林等へ整備してもらいたい」旨の意向を示した森林については、集積計画の策定と経営管理権の設定を検討し、それ以外の意向については、引き続き森林所有者が経営や管理を実施します。

市の実施する森林整備は、広葉樹の侵入を誘導する切捨間伐を基本としますが、周辺に広葉樹が生育していないなど森林の現況に応じて、森林所有者と整備方法について協議します。また、市整備後数年間は、その後の森林の経過を巡視（ドローンなど）により把握します。

なお、市の実施する意向調査は、木材の搬出が困難、収益が赤字になるなど林業経営に適さない森林において実施するため、配分計画の策定はしないものとします。

10. 実施コスト

市が本実施方針に基づき実施する経費（航空レーザ計測、森林境界調査、意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施します。

また、森林環境譲与税は、能代市森林環境譲与税基金（以下、「基金」という）に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とします。

なお、基金は、この経費のほか、適切な森林整備やその促進につながる取組に活用します。

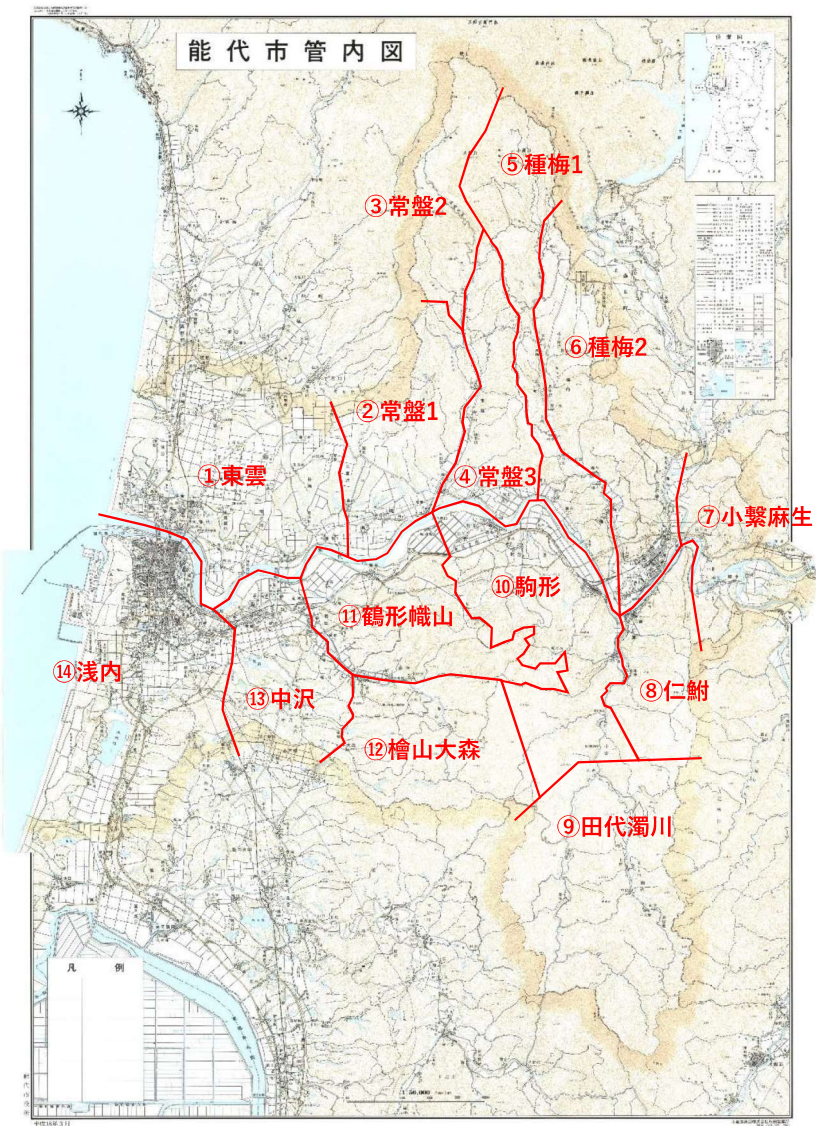
11. その他特記事項

- 森林の状況や事業の進捗によって実施地区に変更がある場合がありますので、毎年度、市HPや広報で実施地区や事業概要を周知します。
- 境界調査等の現地調査の結果は、林地台帳に反映します。
- 事業の円滑な実施を図るため、事業の受託事業者等からなる能代市森林経営管理事業推進会議を設置します。
- 林業経営に適した小規模森林の集約化について、自治会や事業者等の取組を支援し、自治会等と連携した集約化を進めます。

対象森林

別紙1

※R元年度調べ



N O.	地区名	森林面積			スギ人工林率		森林経営計	
			スギ 人工林	森林経 営計画		順 位	画率	順 位
①	東雲	495	146	0	29.5	13	0	13
②	常盤 1	1,338	1,035	695	77.3	3	51.9	3
③	常盤 2	1,519	661	851	43.5	12	56.0	2
④	常盤 3	1,221	808	297	66.2	9	24.3	8
⑤	種梅 1	1,156	777	748	67.2	8	64.7	1
⑥	種梅 2	1,715	1,299	789	75.7	7	46.0	4
⑦	小繋麻生	664	398	181	59.9	10	27.3	6
⑧	仁鮒	738	603	58	81.7	1	7.9	11
⑨	田代濁川	920	706	248	76.7	5	27.0	7
⑩	駒形	1,838	1,411	337	76.8	4	18.3	10
⑪	鶴形幟山	1,592	1,255	361	78.8	2	22.7	9
⑫	檜山大森	1,379	1,049	554	76.1	6	40.2	5
⑬	中沢	670	352	25	52.5	11	3.7	12
⑭	浅内	890	116	0	13.0	14	0	13
計		16,135	10,616	5,144				

R3～R5

R5～実施

R8～予定

○スギ人工林率 → 主に調査対象となる資源量
○森林経営計画率 → 森林所有者の把握し易さ

森林施業提案書

○所有者氏名 白神 ねぎのん

○森林所在 能代市向能代字トトメキ〇〇〇－△△△

○森林の現況



面積	樹種	立木本数	立木材積	平均直径	平均樹高
0.41ha	スギ	269本	376m³	36cm	27m

○事業収益見込（集約化した場合の見込）

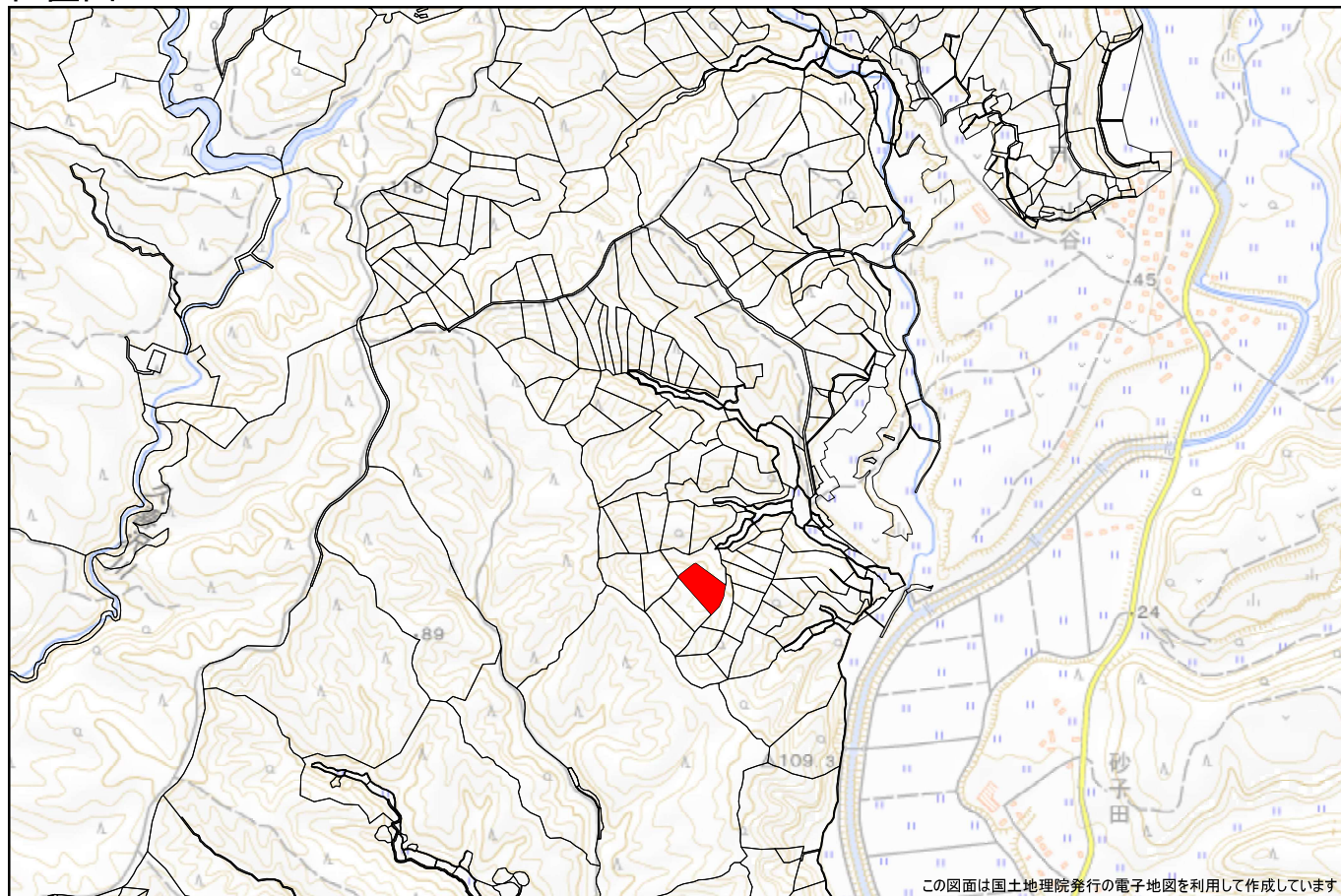
内 訳		金 額	備 考
「収入」	国県補助金	258,500	森林環境保全整備事業費補助金
	市補助金	63,500	森林・林業活性化総合支援事業費補助金
	素材販売	567,050	80本 56m³
	収入計	889,050	①
「支出」	事業費	651,000	間伐施業・森林作業道開設
	販売経費	41,400	販売手数料等
	運搬費	137,000	白神木材流通センター
	支出計	829,400	②
収 益		59,650	①－②

※事業収益は、航空レーザー計測データを基に試算をしています。実際に事業を実施する際は、実測や集約化の状況、新たな林道開設などにより変動しますのでご了承ください。

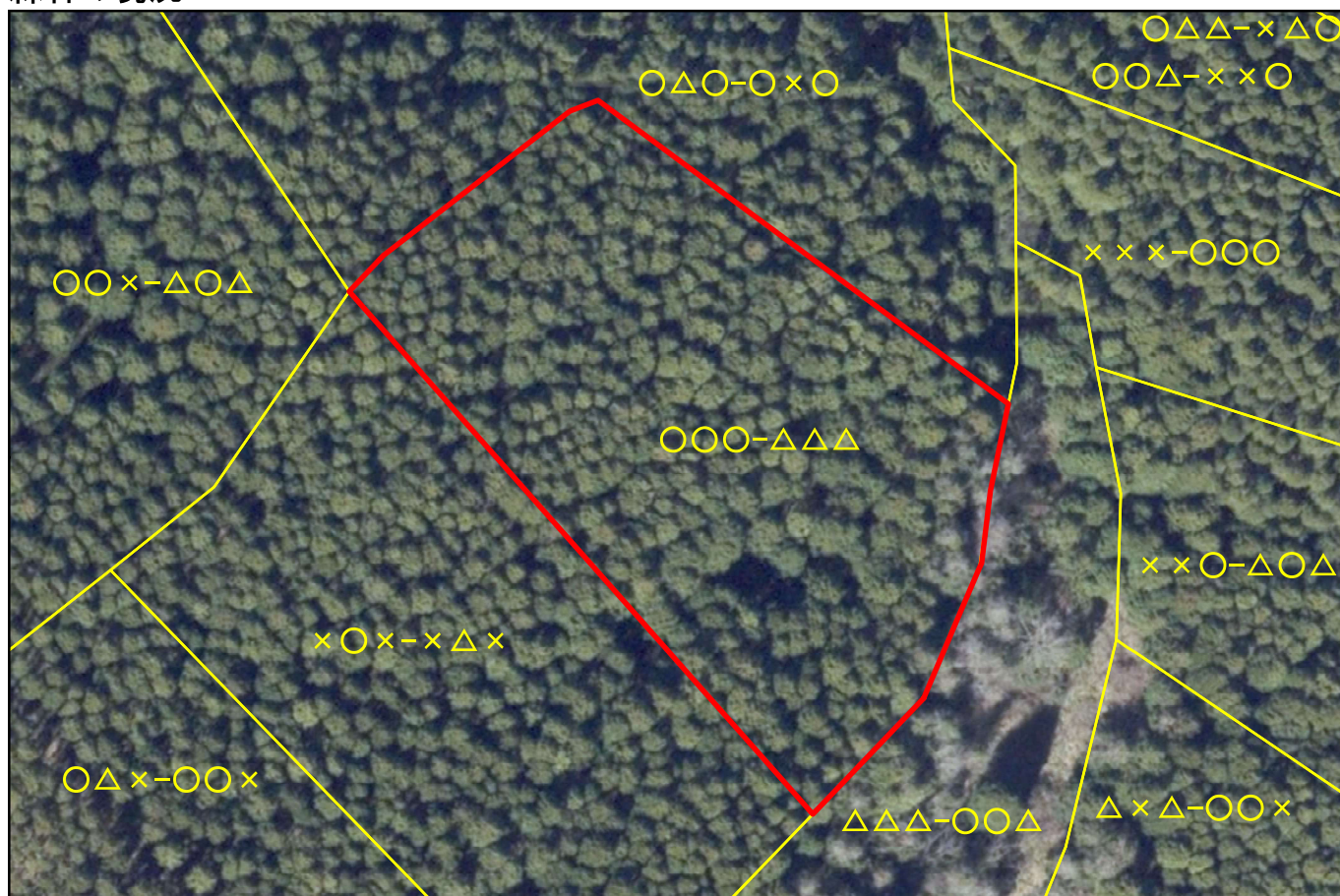
○今後の管理について

あなたの森林は面積が小さいため、単独では木を販売しても収益が見込みにくい森林です。しかし、お隣の森林と一緒に伐採や販売をすること（集約化といいます）で収益を見込める森林になりますので、自治会や周辺の森林所有者と相談して集約化することをおすすめします。もし集約化が難しいようであれば、市の助成制度を活用し、林内を明るくする切捨間伐をご検討ください。

位置図



森林の現況



ご所有林に関する意向調査（意向調査書）

本調査は、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づき、ご所有林（スギ人工林）の管理状況等を調査するものです。ご協力をお願いいたします。
なお、本調査の対象となるご所有林は、以下のとおりです。

【対象森林】

所在：能代市〇〇〇字△△△□□□番地（提案書 No.〇〇〇）

調査は、裏面に問1～3まであります。それぞれの回答に当てはまる番号①～④のいずれかに○を記入してください。回答によっては（ ）内に記入が必要な場合もあります。

本調査書の提出は、同封しております返信用封筒により、能代市役所林業木材振興課までお願いします。ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先
能代市役所林業木材振興課
担当：〇〇
電話：0185-89-2250

問1 現在のご所有林の管理や手入れについてお答えください。

- ① 日常的な管理（見回り）や手入れ（間伐など）を自分で行っている
- ② 日常的な管理や手入れを事業者等へ委託している
- ③ 特に管理や手入れをしていない
- ④ その他（ ）

問2 ご所有林について、過去 10 年以内に間伐などの手入れをされましたか？

- ① 手入れをした（内容：（例：△年に間伐））
 ② 手入れをしていない
 ③ わからない
 ④ その他（ ）

能代市では、林業経営に適さない森林（木材の搬出が困難、収益が赤字になるなど）を、所有者から一時的に借り受け、水を貯える機能が強く、災害に強いと言われる針葉樹（スギ）と広葉樹の混ざった森林等に整備することを支援しています。そこで、ご所有林の今後の管理についてお答えください。

問3 ご所有林の今後の管理についてお答えください。

- ① 引き続き自分で経営や管理をしていきたい（事業者等への委託を含む）
- ② 既に事業者等へ委託しており、引き続き委託したい
- ③ 市に針広混交林等へ整備してもらいたい（一時的に市へ管理等を委ねたい）
- ④ その他（ ）

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

市の整備を希望される方には、後日、担当者から改めてご連絡しますので、日中連絡がとれる電話番号の記入をお願いします。

記入者名	
連絡先 (電話番号)	